

下水道課からのお知らせです

重要なお知らせ

下水道処理区域において、ウェットティッシュ（溶水タイプも含む）や下着、タオル等が流され、ポンプが詰まる事案が多発しています。このような状況が頻繁に起こりますと下水道の維持管理費が増大するばかりでなく、ポンプなどが故障し、下水道が使用できなくなる恐れがあります。

下水道を気持ちよくご利用いただくために、皆さまのご協力をお願いいたします。

○下水道への接続は排水設備指定工事店で

周防大島町では、排水設備工事に必要な専門的な知識と技術を持ち、山口県下水道協会に登録された技術者のいる工事店を排水設備「指定工事店」として指定しています。排水管の布設や接続工事が正しく行われないと、管が詰まったり故障の原因となり、日常生活に支障が生じるだけでなく、下水道施設の機能にも悪影響を与える恐れがありますので、必ず「指定工事店」で排水設備工事を行ってください。

◆問い合わせ 下水道課 ☎0820(79)1014

浄化槽を設置している皆さまへ

設置された浄化槽は定期的に保守点検や清掃をしないと、適正な処理ができなくなり悪臭の原因となります。浄化槽設置者には浄化槽法に基づき、定期的保守点検と清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。

◆保守点検・清掃について

保守点検とは、常に浄化槽を正常な状態に保つための定期検査のことで、浄化槽の点検、修理や消毒薬の補充を行います。また、清掃は浄化槽に溜まった汚泥等の引き抜きを行います。保守点検は山口県の登録を受けた保守点検業者に、清掃は周防大島町の許可を受けた業者に委託をお願いいたします。

◆法定検査について

法定検査とは、登録業者による保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽が十分な機能を発揮しているかを指定検査機関（一般社団法人 山口県浄化槽協会）が確認する大変重要な検査で、設置者には法定検査を受ける義務があります。法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月から8カ月の間に受ける設置後の水質検査（7条検査）と、その翌年から毎年1回受ける定期検査（11条検査）の2種類があります。

検査はいずれも有料で、料金は下記のとおりです。検査機関から検査の案内が届きましたら、忘れずに料金を納付し検査を受けてください。

法定検査料金（5・7・10人槽の場合）

- 7条検査 9,500円
- 11条検査 5,500円
（単独処理浄化槽は 4,200円）

◆問い合わせ

山口県柳井環境保健所 ☎0820(22)3631
周防大島町下水道課 ☎0820(79)1014
（一社）山口県浄化槽協会柳井支部
☎0820(22)4665